

経済安全保障経営ガイドライン（第1版）（案）に対する意見公募の結果について

令和8年1月23日

経済産業省貿易経済安全保障局

経済安全保障政策課

令和7年11月26日（水）～令和7年12月26日（金）にかけて、経済安全保障経営ガイドライン（第1版）（案）に関する意見の募集を行いました。以下のとおり主な意見を公表します。いただいたご意見を踏まえ、一部修正を加えるとともに、今後の改定に当たっても参考にしてまいります。

御協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 実施期間等

- （1）募集期間：令和7年11月26日（水）～令和7年12月26日（金）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- （3）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、電子メール

2. 提出された主なご意見の概要

意見の対象となった項目	主な意見の概要
総論	<ul style="list-style-type: none">● 本ガイドラインは「守りのコスト」ではなく「攻めの投資」として位置付けるべき。● 大企業を念頭に置いた記述が多く、中小企業にとっては情報収集やリスク評価の体制整備が難しい。● ガイドラインが事実上「新たな義務」になり、中小企業に過度な負担がかからないよう、支援制度や明確な運用指針を設置し、今後の運用において配慮すべき。● まずは公営企業、地方自治体など公的要素が高いところに対象を絞り、運用を固めた上で、徐々に展開するべき。
2. 基本方針	<ul style="list-style-type: none">● 善管注意義務の裏付けになるとの記載があるが、客観的な評価指標や第三者評価が示されていない。
4. 個別領域における取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">● 「(1) 自律性確保の取組(p. 9～)」において、製品・サービスの安定供給の観点では、供給先を特定の国や地域に依存することもリスクである点を含めるべき。

	<ul style="list-style-type: none"> 「(1) 自律性確保の取組（自律性確保における組織体制の構築）(k) (p. 11)」において、経済安全保障を統括する部署の設置について觸れられているが、そういった統括部門は自律性確保のみならず不可欠性確保についても取り組む必要があるため、同パートの「必要があれば～」という部分は削除し、「(3) 経済安全保障対応におけるガバナンス強化 (p. 15～)」の記載を拡充するべき。 「(3) 経済安全保障対応におけるガバナンス強化（経済安全保障リスクおよび機会の特定・分析・評価）(p. 16)」において、リスク評価の手法については例を挙げるなどして具体化するべき。 「(3) 経済安全保障対応におけるガバナンス強化 (p. 15～)」の組織体制の構築の部分に、人材育成や教育の観点を入れてはどうか。
(付録) チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> 4. 個別領域における取組の方向性「(1) 自律性確保の取組 ①自律性確保の重要性の高まり (p. 9)」に、「サイバー攻撃等によりネットワークが遮断されることで、～」との記載があるが、チェックリストには IT・サイバーセキュリティ」関連の具体的チェック項目がないため、追加するべき。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 企業向け説明会の開催等を通じ、ガイドラインをより企業に知ってもらうためのアウトリーチ活動を実施するべき。 経産省主催で、経営陣向けの産業横断的なワーキンググループや勉強会などを企画するべき。 一般的には読みにくい表現（例：「バックドア」「アジャイル」等）があるため、できる限り平易な表現に変更をするべき。 ベストプラクティス等の追加も検討するべき。 企業の理解促進のため、ガイドライン全体の概要（サマリー）等を作成するべき。